

第19回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成25年7月9日(火) 10:00～11:30
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、市川委員、小澤委員、北橋委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

これまでの審議状況と今後の予定を報告し、高速道路会社より認定申請を受けている6件の経営努力要件適合性について審議を行った。

議 事

[報告事項]

これまでの審議状況と今後の予定

[審議事項]

- [議題1] 地元との協議による橋梁形式の見直し
- [議題2] 地元との協議による盛土形状の見直し[北関東自動車道]
- [議題3] 地元との協議による盛土形状の見直し[清武 JCT]
- [議題4] 関係機関との協議による浄化槽容量の見直し
- [議題5] ラジオ再放送受信装置の設置の見直し
- [議題6] 道央自動車道(落部 IC～八雲 IC)の早期供用

報告事項について

- これまでの審議状況と今後の予定について、事務局より報告を行った。

審議事項について

- 議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・当初の計画から鋼コンクリート複合橋梁形式にしていれば地元の要望にも応えられていたのではないか。(委員)
- 久喜白岡 JCT は圏央道と一緒に計画され、当初、国交省で協議、用地交渉を進めてきた経緯がある。国交省もコスト縮減を色々と考えられて地元協議を行っていたが、地域分断の軽減、開放空間を考えた橋脚数の少ない構造ということで鋼橋形式としていた。NEXCO が引継いだ後も引き続きコスト縮減の検討を行い、現在の鋼コンクリート複合橋梁形式で地元の了承を得たものである。(会社補足説明)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・隣接地を盛土するアイデアは良いと思う。(委員)
- ・相手側も利害が一致したということで、会社の貢献度は標準程度ではないか。(委員)
- ・協議の相手方にもメリットのある提案をしたという点が工夫と言えるのではないか。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・耕作地の前に直壁が建つため、工事が迫ってきた段階で地元から盛土の提案があったということではなく、会社から提案したということでよいか。(委員)
- 耕作地の前が山林で用地が少ないということもあり、当初は絶対に用地を触るなということで用地買収は理解を得られなかった。工事を進める中で NEXCO から盛土を提案し、半年間にわたる協議を行い、了承を得たものである。(会社補足説明)

●議題4について、JIS の規定にも但し書きとして記載されているものであり、本委員会における会社の経営努力要件の適合性という観点においては、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・JIS の規定に記載があり、当然行うべき協議と考えられる。(委員)
- ・水道使用実績に基づいて浄化槽の増設が必要ないという証明はどれくらい大変であるのか。(委員)
- 新設の場合の協議に比べると少し易しいと思われるが、対象となる2箇所の予想使用水量は、それぞれの使用実態に見合うように算出方法を工夫して協議を行っている。(会社補足説明)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・他の箇所で行った実績はないか。(委員)
- FM 放送の場合は、山間部で電波の届きにくい箇所であり、2つの中継局の中間地点であるという条件が揃ったところに限られ、これまでの実績はない。(会社補足説明)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.25 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・収用手続き資料の速やかな提出については当然の努力である。(委員)
- ・買い取り補償の基準改正により代執行の回避ができたことが早期供用を可能とした一因であることから、会社の主体的努力という点で疑問がある。(委員)
- ・これまで認定した早期供用案件は、供用区間全体を会社の総合力を発揮してマネジメントされていたことと比較すると、本件は9㎡の土地の収用ということで突出した一部分だけがクリティカルとなっており、会社の経営努力という点では弱い印象がある。(委員)
- 1箇所残っていた収用箇所は、協議にもほとんど応じてもらえないような状況であり、かつ、少ない面積であるため、早期に収用手続きに入りたかったが、区間交通量が少ないために公的な事業として認定できるかという部分で事業認定庁との事前調整が難航し、非常に苦労した案件である。(会社補足説明)

- ・この区間を供用させるためには、1箇所でも施工が出来ない箇所があれば供用できないので、会社努力によって早期供用できたという点は評価して良いのではないかと。(委員)
 - ・接続部が弱点になるのではという懸念に対して、技術的に検討されて万全であるという判断だと思うが、工期短縮のために上部工のPC橋を分割施工する事例は多いのか。(委員)
- 分割施工は通常考える手法ではないが、2ヶ月短縮しない場合は12月に供用となってしまうことから、冬期に入って最後の舗装の施工ができないという事態を避けるために、分割施工を行っている。また、分割位置は発生する応力が小さい位置としており、品質上問題ないと考えている。(会社補足説明)
- ・期間短縮された1年2カ月の内、1年分は収用手続き、2カ月分はPC橋の分割施工に関する内容ということであれば、明確に努力が認められるのは分割施工の2カ月ではないかと思う。(委員)

以上